

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- (1) 作業名称
大分県内合同宿舍消防用設備等保守点検その他作業
- (2) 作業場所
今津留住宅ほか8住宅（大分市岩田町2丁目13番1号ほか）
- (3) 契約期間
契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 申込み期限
令和7年6月18日（水曜日）12時00分まで
- (5) 見積書提出期限
令和7年6月18日（水曜日）17時00分まで（必着）
- (6) 見積合わせの日時
令和7年6月19日（木曜日）11時00分

2. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 令和7・8年度財務省南九州地区競争参加資格審査において、「消防設備工事」の「B」又は「C」等級に格付けされており、責任をもって作業を完成することができる者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当局の競争参加者資格審査の再認定を受けた後の資格において競争参加の資格を有するものとする。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の相手方となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 見積合わせ説明書の交付を受けた者であること。

3. 契約条項等を示す日時、場所及び見積参加申込みに関する事項

- (1) 日時 令和7年6月3日（火曜日）から令和7年6月18日（水曜日）
平日 9時から12時及び13時から17時
最終日は、12時まで
- (2) 場所 九州財務局 大分財務事務所 管財課
〒870-0016 大分県大分市新川町二丁目1番36号 大分合同庁舎3階
電話097-532-7107（内線）52、57
- (3) 仕様書等の交付方法
原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。
交付を希望する者は、上記(1)の期間中に以下の内容にて電子メールを送信すること。
【送信先メールアドレス】 ooita.kanzaika@ks.lfb-mof.go.jp（「l」は英小文字の「エル」）
件名：「大分県内合同宿舍消防用設備等保守点検その他作業」の仕様書等交付願
メール本文：見積参加者の住所

氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）

担当者氏名

担当者連絡先（電話番号）

添付ファイル：等級決定通知書（写）又は登録通知書（写）

(4) 見積書等の提出方法

イ. 見積書は、上記 1. に示す見積書提出期限までに「紙」により提出すること。

提出方法は、持参又は郵送（簡易書留）によること。

ロ. 当所の要求する「指名停止等に関する申出書」、「誓約書」及び「役員等名簿」を見積書と併せ提出すること。

4. 見積もりの無効

次に該当する見積もりは無効とする。

- (1) 見積もりに参加する資格を有しない者のした見積もり
- (2) 見積金額、見積参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載のない見積もり（代理人等が見積もりを行う場合は、代理人等の氏名を記入すること。）
- (3) 金額を訂正した見積もり
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積もり
- (5) 明らかに連合によると認められる見積もり
- (6) 同一事項の見積もりについて他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の見積もり
- (7) 業務費内訳書の提出がない者のした見積もり及び業務費内訳書の内容に不備があった者のした見積もり
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積もり

5. 見積書の記載金額について

契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって契約価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額と課税対象金額（リサイクルシール）を合算した金額を見積書に記載すること。

なお、見積書には業務費内訳書を添付すること。

6. 契約相手方の決定等

有効な見積書を提出したもののうち、当所で定めた予定価格の範囲内で最低の価格で見積もった者を契約相手方とする。

なお、契約相手方に決定した者に対してのみ、その旨を通知する。

7. 契約書の作成

本件については、契約書を作成する。

8. 契約保証金

全額免除する。

9. 見積合わせ結果の公表等

見積合わせの結果については、ホームページ等での公表は行わないが、問い合わせ等があった場合には、見積合わせの日時経過後、契約相手方及び見積価格について公表する。

以上公告する。

令和 7 年 6 月 3 日

分任支出負担行為担当官

九州財務局大分財務事務所長 奥村 健治